

武蔵野市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年9月3日

提 出 者

21 番 本 間 まさよ

9 番 木 崎 剛

3 番 大 野 あつ子

4 番 深 田 貴美子

6 番 宮 代 一 利

12 番 内 山 さとこ

16 番 きくち 太 郎

24 番 西園寺 みきこ

武蔵野市議会議長 小美濃 安弘 殿

## 武蔵野市議会委員会条例の一部を改正する条例

武蔵野市議会委員会条例（昭和31年9月武蔵野市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前		
別表（第2条関係）		
名称	定数	所管
総務委員会及び文教委員会（略）		
厚生委員会	7人	1及び2（略） 3 環境部環境政策課、 <u>ごみ総合対策課及びクリーンセンター</u> に属すること。
建設委員会（略）		

### 付 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

### （提案理由）

環境部組織改正に伴い、所要の改正をするものである。

改正後			説明
別表（第2条関係）			字句の改正
名称	定数	所管	
総務委員会及び文教委員会（略）			
厚生委員会	7人	1及び2（略） 3 環境部環境政策課及びごみ総合対策課に属すること。	
建設委員会（略）			